

<本通知のポイント>

県のリスクレベルはレベル5厳戒警報へ引き上げられました。夏季休業中は、自主的な活動等が増えることも踏まえ、衛生管理マニュアルの「レベル2」に基づく感染症対策の指導の徹底についてお知らせします。

教義第432号

教特第236号

教体第584号

令和3年（2021年）7月28日

各市町村教育長 様

熊本県教育長

市町村立学校における新型コロナウイルス感染症感染拡大防止に係る児童生徒及び教職員への指導の徹底について（通知）

新型コロナウイルス感染症については、県内において新規感染者が増加しており、県内の学校においても、感染者が発生している状況にあります。また、県のリスクレベルは本日「レベル5 厳戒警報」へ引き上げられました。このような状況を踏まえ、各学校での感染防止対策の再確認や児童生徒等一人一人への感染拡大防止に向けた意識付け等を徹底する必要があります。特に、夏季休業中においては、自主的な活動等が増えることから、感染対策について児童生徒等自ら留意するよう指導することが必要です。

つきましては、引き続き、令和3年6月1日付け教体第292号で通知した文部科学省「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～（2021.4.28 Ver. 6）2021.5.28一部修正」のレベル2に基づく感染症対策の徹底について貴管下の各公立幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校に周知をお願いします。特に、学校生活等における下記の点については指導の徹底を図るとともに、その状況を十分把握するよう指導をお願いします。

併せて、感染拡大防止のためには家庭との連携も必要となることから、再度、保護者にも周知願います。

なお、今後の新型コロナウイルス感染症の地域におけるまん延状況等により、対応の変更等が必要となった場合は、別途通知します。

記

- 1 時間短縮、時差登校及び分散登校等の実施については、地域の感染状況や学校及び通学方法等の実情を踏まえた上で適切に判断すること。
- 2 学校内での感染等により臨時休業が必要となる場合や今後の感染状況により、分散登校やオンラインを活用した学習の指導等が必要となる場合を想定して、次の(1)～(3)について速やかに対応できるように、各学校はあらかじめ準備をしておくこと。
 - (1) 児童生徒等が授業を十分に受けることができないことによって、学習に著しい遅れが生じることのないよう、各学校の教育課程に基づいた授業計画を見直し、特別の時間割を作成し、計画性を持った家庭学習を課すなどの工夫を講じ、適切に学習支援、状況把握、学習評価を行う。
 - (2) 感染拡大防止に十分配慮しながら、地域の感染状況や児童生徒等・教職員の負担を勘案しつつ、臨時休業期間中も登校日を設ける、学校の空き教室等も最大限活用

して分散登校を実施するなどして、学校での指導も検討する。その際、進路の指導の配慮が必要な小学校第6学年・中学校第3学年等の最終学年の児童生徒が優先的に学習活動を開始できるよう配慮するなど、児童生徒等の発達段階や多様な学校の実態を踏まえつつ、対応を検討する。

- (3) 一定の期間、児童生徒がやむを得ず学校に登校できない場合などには、令和3年(2021年)2月24日付け教義第1037号に基づいて、児童生徒の学びの保障を着実に実施するよう、例えば同時双方向型のウェブ会議システムを活用するなどして、指導計画等を踏まえた教師による学習指導と学習状況の把握を行う。特に、指導要録上の取扱いについては、当該通知を参考とする。

なお、臨時休業期間における各学校の学習指導の取組事例を熊本県教育委員会ホームページ上に掲載(<https://www.pref.kumamoto.jp/site/kyouiku/8889.html>)しているため、必要に応じて活用を図る。

- 3 発熱、風邪症状、倦怠感、息苦しさ、味覚・嗅覚障がい等の症状がある場合等には、症状がなくなるまで登校せず、自宅で休養するよう再度、指導の徹底を図ること。
- 4 県リスクレベルがレベル4以上の際には、県基準により同居の家族に発熱等の風邪症状が見られる場合も登校せずに自宅等で待機するよう再度、指導の徹底を図ること。
- 5 児童生徒等及び教職員に対して、登校前の検温やその記録等を行う等、自身の健康観察に努めるよう、再度徹底すること。また、担任は、登校時の健康観察を徹底すること。
- 6 校内における3つの密の回避、手洗い等の手指衛生、人と人との距離の確保、マスク着用、常時換気(常時換気が困難な場合は30分に1回以上数分間程度窓を全開にする)、清掃・消毒等の基本的な感染防止対策と「新しい生活様式」を徹底すること。
- 7 児童生徒等の中に感染者が出た際に、マスクの着用が不十分なために多くの児童生徒等が濃厚接触者と認定されることを踏まえて、授業中や登下校を含め、マスクの着用を徹底すること。特に、濃厚接触者と認定された場合は14日間の自宅待機になることを再確認すること。ただし、十分身体的距離(最低2メートル)が確保できる場合は、マスク着用は必要ない。また、熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合は、マスクを外すよう指導すること。
- 8 特別支援学校及び特別支援学級等においては、自立活動をはじめ、校内外の学習活動において、教師と児童生徒等や児童生徒等同士等が接触するなど、感染リスクが高い状況が考えられる。個別の指導計画に基づく一つ一つの具体的な指導内容について、実施の可否や代替できる指導内容について検討するなどの見直し等を行い、適切な配慮を行った上で実施すること。(令和3年5月7日特別支援教育課事務連絡の別紙「特別支援学校運営上の対応チェックリスト(レベル2対応)」を参照のこと。)
- 9 フェイスシールド・マウスシールドは、密閉度も不十分であり、マスクに比べ効果が弱いことから、飛沫拡散防止効果があるマスク着用を原則とする。ただし、障がいの状態等によりフェイスシールド・マウスシールドのみで学習活動等を行う必要がある場合は、身体的距離(2m以上)の確保を徹底すること。
- 10 昼食時及び全ての飲食の場面においては、飛沫を飛ばさないような席の配置(向かい合わせでの食事を行わない等)や食事中マスクを外した状態での会話を行わないこと。マスクをした状態にあっても、近距離での会話や大声での会話を控える等の工夫を周知徹底すること。なお、昼食後等に歯磨きや洗口を行う場合は、児童生徒等の距離を確保し、換気の良い環境で行うよう指導する。また、休み時間の児童生徒等同士の接触やト

イレ、売店等での感染防止対策についても十分留意すること。

- 1 1 不要不急の外出を控え、外出の際も、人混み等の感染リスクの高い場所に立ち寄らないようにすること。
- 1 2 寮（寄宿舎）についても、引き続き、(1)～(3)の対応に当たるとともに感染防止対策に努めること。
 - (1) 寮生については、県外との帰省による往来をできる限り控えること。なお、寮生が帰省する際は、帰省期間中、毎日の検温結果や健康状態を記録させ、学校でも状況を確実に把握すること。寮再開時に体調等に問題がなければ入寮させること。また、帰省期間中に発熱等があった場合には、症状が治まり2週間経過観察後、体調等に問題がなければ入寮させること。また、寮内において、感染が疑われる場合は、衛生管理マニュアルP76～P77に従って適切に対応するとともに、保健所等に相談すること。
 - (2) 寮生の1日2回以上の検温（朝夕）と記録、舎監等による健康観察を確実に行うこと。
 - (3) 食堂、浴室、学習室等、密になる可能性がある場所の使用については、1メートルを目安に最大限の間隔を確保することを遵守するとともに、近距離での対面形式とならないような形で人数制限を設けること。なお、人数制限については、収容人数の半数以下を目安とする。
- 1 3 宿泊研修や修学旅行においては、本県の感染状況及び他県の感染状況を踏まえ、児童生徒等の安全・安心を最優先に考えるとともに、事前に保護者と情報共有を図り、保護者の意向を踏まえて、実施の有無を再度慎重に検討すること。なお、県外への移動を伴う宿泊研修や修学旅行等については、文部科学省衛生管理マニュアルに従って対応すること。
- 1 4 学校行事においては、校外における活動は中止または延期を含め、実施の可否を慎重に判断すること。また、校内における学校行事についても、地域の感染状況等も踏まえ、実施の可否を慎重に判断すること。なお、実施の際は、万全の感染防止対策を講じ対応すること。
- 1 5 部活動については、連続した練習時間はできる限り短くするとともに、屋内施設においては、常時換気を原則とし、窓等を対角方向に開け、十分に換気を行うこと。また、飛沫感染に留意し、近距離での大声を徹底的に避けること。さらに、特にリスクの高い「児童生徒が密集する運動」や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」は一時的に控えるなど、適切に対応すること。

併せて、県外では一部の部活動で、練習や試合に付随する飲食等の行動が原因と思われるクラスターが発生している。特に夏季休業中は、様々な大会やコンクール等が開催されるほか、練習試合や合同練習、合宿等が企画・実施され、感染リスクが高まると考えられることから、警戒度を一層高め、屋内外を問わず、これまで以上に感染症対策を徹底すること。

なお、部活動における対外活動については以下のとおりとする。

- (1) 対外活動の可否について

ア 練習試合等（他校との交流活動を含む。）は、県内のみ実施可とする。

また、県外からの練習試合等の受け入れも当面禁止する。

イ 大会は、参加可とする。ただし、県外での大会は公式大会に限り参加可とする。

ウ 熊本県の「中学校における運動部活動の指針」及び「小・中学校における文化部活動の指針」に示したとおり、練習試合の範囲については原則として県内、運動競技会及びコンクール等の大会への参加は県内における参加を基本とする。

(2) 対外活動における遵守事項について

ア 実施前から行うこと

(ア) 熊本県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局から県民へ要請される内容を適宜確認すること。特に県外への移動制限等に関する要請内容については留意すること。

(イ) 遠征先の感染状況に関する最新情報を確認し、緊急事態措置及びまん延防止等重点措置が適用されている都道府県など、感染が流行している地域での大会参加については、最大限の感染防止対策を講じること。

(ウ) 引率者は、新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）を利用すること。

(エ) 発熱等のかぜ症状等がある児童生徒は参加させないこと。

イ 実施中に行うこと

(ア) 3密を避けた新しい生活様式の徹底を行うこと。

(イ) 移動にマイクロバス等を利用する場合は、過密乗車とならないように運行方法を工夫すること。

(ウ) 目的地以外の立ち寄りには、必要最小限とすること。

(エ) 宿泊を伴う場合は、令和2年（2020年）9月8日付け教体第552号「運動部活動に参加する学生等の集団における新型コロナウイルス感染症対策の徹底について」（通知）を参考に感染防止対策を徹底すること。

ウ 実施後に行うこと

(ア) 帰宅後2週間程度の検温等の記録を確実にするなど、対外活動後の健康観察にも努めること。

【問合せ先】

- 市町村立学校に関すること
義務教育課 藤岡、松山、平野
096-333-2688
- 特別支援学校に関すること
特別支援教育課 前川、竹永
096-333-2683
- 保健、衛生面の対応に関すること
体育保健課 濱本、杉原
096-333-2712
- 部活動に関すること
体育保健課 濱本、鳴瀬
096-333-2712
義務教育課 塩村、小原
096-333-2689